

木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p><u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について</u></p>	<p><u>木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について</u></p>
<p>第1 趣旨 <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等</u>の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び<u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。</p>	<p>第1 趣旨 <u>木材産業国際競争力強化対策</u>の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び<u>木材産業国際競争力強化対策実施要領</u>（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。</p>
<p>第2 事業種目別基準等</p> <p>1 交付要綱の別表に定める合板・製材生産性強化基金活用事業（以下「基金活用事業」という。）及び<u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u>（以下「合板製材事業」という。）の事業内容ごとの基準については、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する基準のほか、交付要綱別表の区分の欄Ⅱ事業内容の欄2の<u>(1)の④</u>の事業を実施する都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録するものとし、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に取り組むものとする。 また、交付要綱別表の区分の欄Ⅱ事業内容の欄2の<u>(1)の①～③</u>の事業を実施する事業実施主体については、GFPへの登録に努め、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に向けた検討を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第2 事業種目別基準等</p> <p>1 交付要綱の別表に定める合板・製材生産性強化基金活用事業（以下「基金活用事業」という。）及び<u>木材産業国際競争力強化対策交付金事業</u>（以下「合板製材事業」という。）の事業内容ごとの基準については、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する基準のほか、交付要綱別表の区分の欄Ⅱ事業内容の欄2の<u>(4)</u>の事業を実施する都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録するものとし、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に取り組むものとする。 また、交付要綱別表の区分の欄Ⅱ事業内容の欄2の<u>(1)～(3)</u>の事業を実施する事業実施主体については、GFPへの登録に努め、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に向けた検討を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>第3 <u>供給力・体質強化計画</u>等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>供給力・体質強化計画</u>を作成するに当たっては、要領第3に定めるもののほか、次によるものとする。</p> <p>(1) <u>供給力・体質強化計画</u>の対象とする木材加工流通施設は、<u>供給力・体質強化計画</u>において生産性等目標を設定し<u>供給力・体質強化</u>を図る施設及び水平連携する施設であって、原木安定供給計画参画事業主体との協定の締結又はこれに準ずる手法により原木等の供給を受ける施設等に限るものとし、施設の具体的な考え方は以下のとおりとする。</p> <p>ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設</p>	<p>第3 <u>体質強化計画</u>等</p> <p>1 都道府県知事は、<u>体質強化計画</u>を作成するに当たっては、要領第3に定めるもののほか、次によるものとする。</p> <p>(1) <u>体質強化計画</u>の対象とする木材加工流通施設は、<u>体質強化計画</u>において生産性等目標を設定し<u>体質強化</u>を図る施設及び水平連携する施設であって、原木安定供給計画参画事業主体との協定の締結又はこれに準ずる手法により原木等の供給を受ける施設等に限るものとし、施設の具体的な考え方は以下のとおりとする。</p> <p>ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設 <u>(木材不足・価格高騰への対応を含む。以下同じ。)</u></p>
<p>生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設として<u>供給力・体質強化計画</u>の対象とする施設は、中核的な規模の施設（以下「中核施設」という。）、中核施設と水平連携を行う中小規模の木材加工流通施設、複</p>	<p>生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設として<u>体質強化計画</u>の対象とする施設は、中核的な規模の施設（以下「中核施設」という。）、中核施設と水平連携を行う中小規模の木材加工流通施設、複数の中小規</p>

<p>数の中小規模の木材加工流通施設で水平連携を行う施設及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設に限るものとし、具体的には以下のとおりとする。</p> <p>なお、<u>令和3年</u>の木材不足・価格高騰への<u>令和3年度限り</u>の緊急的な対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等（以下「供給力増大施設」という。）の整備を支援する。</p>	<p>模の木材加工流通施設で水平連携を行う施設及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設に限るものとし、具体的には以下のとおりとする。</p> <p>なお、<u>今般</u>の木材不足・価格高騰への緊急的な対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等（以下「供給力増大施設」という。）の整備を支援する。</p>
<p>(ア) 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄1の(2)及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)の①に係る事業により整備する施設（先行的に整備するストックヤードを含む。）又は木材加工設備等を平成26年4月1日以降（新たに<u>供給力・体質強化計画</u>に位置づける場合にあつては、当該年度の2年前の年度の4月1日以降）に新設、増設又は改良した施設とする。</p>	<p>(ア) 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄1の(2)及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)に係る事業により整備する施設（先行的に整備するストックヤードを含む。）又は木材加工設備等を平成26年4月1日以降（新たに<u>体質強化計画</u>に位置づける場合にあつては、当該年度の2年前の年度の4月1日以降）に新設、増設又は改良した施設とする。</p>
<p>(イ)・(ウ) (略)</p>	<p>(イ)・(ウ) (略)</p>
<p>イ 低コスト化を図る木材加工流通施設 生産の低コスト化を図る木材加工流通施設として<u>供給力・体質強化計画</u>の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)の②の事業により整備する施設又は新たに<u>供給力・体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>	<p>イ 低コスト化を図る木材加工流通施設 生産の低コスト化を図る木材加工流通施設として<u>体質強化計画</u>の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(2)の事業により整備する施設又は新たに<u>体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>
<p>ウ 品目転換を図る木材加工流通施設 競争力のある品目への転換を図る木材加工流通施設として<u>供給力・体質強化計画</u>の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)の③の事業により整備する施設又は新たに<u>供給力・体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>	<p>ウ 品目転換を図る木材加工流通施設 競争力のある品目への転換を図る木材加工流通施設として<u>体質強化計画</u>の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(3)の事業により整備する施設又は新たに<u>体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>
<p>エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設 木材製品の高付加価値化により輸出促進を図る木材加工流通施設として<u>供給力・体質強化計画</u>の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)の④の事業により整備する施設、令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業で整備した施設及び新たに<u>供給力・体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>	<p>エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設 木材製品の高付加価値化により輸出促進を図る木材加工流通施設として<u>体質強化計画</u>の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(4)の事業により整備する施設、令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業で整備した施設及び新たに<u>体質強化計画</u>に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。</p>
<p><u>オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設</u> <u>木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設として、供給力・体質</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>強化計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄3の(1)の①の事業により整備する施設とする。</u></p>	
<p>(2) 要領第3の1の(2)に定める<u>供給力・体質強化計画</u>の目標指標については、要領別表3の指標のガイドラインを踏まえて設定する。</p>	<p>(2) 要領第3の1の(2)に定める<u>体質強化計画</u>の目標指標については、要領別表3の指標のガイドラインを踏まえて設定する。</p>
<p>ア～エ (略)</p>	<p>ア～エ (略)</p>
<p><u>オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設</u> <u>新設の場合にあつては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり10,000 m³を上回ることとする。新設以外の場合にあつては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>供給力・体質強化計画</u>に添付する国際競争力強化計画、再編計画、輸出促進計画、<u>供給力増大計画又は木材製品供給力強化計画</u>の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p>	<p>(3) <u>体質強化計画</u>に添付する国際競争力強化計画、再編計画、輸出促進計画<u>又は供給力増大計画</u>の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p>
<p>ア 日EU・EPAの発効を見据えて、<u>供給力・体質強化計画</u>を作成する都道府県内を基本とした木材産業関連事業者が連携して取り組む木材産業の<u>供給力・体質強化</u>の内容を国際競争力強化計画又は再編計画により取りまとめ、<u>供給力・体質強化計画</u>に添付するものとする。</p>	<p>ア 日EU・EPAの発効を見据えて、<u>体質強化計画</u>を作成する都道府県内を基本とした木材産業関連事業者が連携して取り組む木材産業の<u>体質強化</u>の内容を国際競争力強化計画又は再編計画により取りまとめ、<u>体質強化計画</u>に添付するものとする。</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p>
<p>オ 供給力増大計画の対象となる供給力増大施設は、大規模・高効率化を図る木材加工流通施設のうち、<u>令和3年の木材不足・価格高騰への令和3年度限りの緊急的な対応として</u>、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産整備等、製品供給力の増大に資する施設とする。</p>	<p>オ 供給力増大計画の対象となる供給力増大施設は、大規模・高効率化を図る木材加工流通施設のうち、<u>今般の木材不足・価格高騰へ緊急的に対応するため</u>、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産整備等、製品供給力の増大に資する施設とする。</p>
<p><u>カ 木材製品供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、木材製品の供給力を強化する施設等とし、既存設備の機能向上を含めることができるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>供給力・体質強化計画</u>に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p>	<p>(4) <u>体質強化計画</u>に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p>
<p>ア 複数の都道府県にまたがる原木供給を計画する場合にあつては、<u>供給力・体質強化計画</u>における中核施設の所在地の都道府県知事において、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画を取りまとめ、<u>供給力・体質強化計画</u>に添付するものとする。</p>	<p>ア 複数の都道府県にまたがる原木供給を計画する場合にあつては、<u>体質強化計画</u>における中核施設の所在地の都道府県知事において、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画を取りまとめ、<u>体質強化計画</u>に添付するものとする。</p>
<p>イ～オ (略)</p>	<p>イ～オ (略)</p>
<p><u>(5) 供給力・体質強化計画に添付する特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>ア 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の対象となる特用林産物省エネルギー化施設等は、燃油高騰等の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、省エネルギー化やコスト低減等に資する施設等とする。</u></p>	

<p><u>イ 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策のうち「里山林の整備」の原木生産目標、事業実施主体及び供給先施設については、本計画に位置付けることとする。</u></p>	
<p><u>(6) 供給力・体質強化計画に添付する木質バイオマスエネルギー転換促進計画（以下、「転換促進計画」という。）の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>ア 転換促進計画の対象とする木質バイオマスエネルギー転換促進施設は、一般的に燃料材としてのみ利用される間伐材・林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての利用拡大を図る施設等であって、森林資源を持続的に活用しつつ将来的に森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を通してグリーン社会の実現に貢献する生産・加工流通施設等及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設等に限るものとする。</u></p>	
<p><u>イ 原木の低コスト生産基盤整備・安定供給対策のうち「里山林の整備」の原木生産目標、事業実施主体及び供給先施設については、本計画に位置付けることとする。</u></p>	
<p><u>(7) 供給力・体質強化計画の計画期間の上限は、原則 9 年とする。</u></p>	<p><u>(5) 体質強化計画の計画期間の上限は、原則 8 年とする。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4 事業実施主体 各メニューごとの事業実施主体については、交付要綱別表に定めるとおりとする。 また、事業実施主体は、都道府県知事が定める <u>供給力・体質強化計画</u> に定める目標の達成に向け、緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。 なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。</p>	<p>第4 事業実施主体 各メニューごとの事業実施主体については、交付要綱別表に定めるとおりとする。 また、事業実施主体は、都道府県知事が定める <u>体質強化計画</u> に定める目標の達成に向け、緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。 なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。</p>
<p>第5 施設整備等の一般的基準</p>	<p>第5 施設整備等の一般的基準</p>
<p>1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。</p>	<p>1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。<u>ただし、林野庁長官がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>
<p>9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。</p>	<p>9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p><u>(3) 交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄2の(1)及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄3の(1)の①のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県指導等事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を</u></p>	(新設)

<p><u>情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。</u></p>	
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。</p>	<p>11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。</p>
<p>(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。</p>	<p>(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。</p>
<p>ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。</p> <p><u>ただし、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄3の(2)①の事業により整備する施設のうち、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについては適用しない。</u></p> <p><u>そのほか、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。</u></p>	<p>ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。</p> <p><u>ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。</u></p>
<p>イ・ウ (略)</p>	<p>イ・ウ (略)</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>12 (略)</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>

別表1 事業種目別基準	別表1 事業種目別基準
I 合板・製材生産性強化基金活用事業	I 合板・製材生産性強化基金活用事業
1 <u>供給力・体質強化計画</u> の策定	1 <u>体質強化計画</u> の策定
(1) 採択基準 <u>供給力・体質強化計画</u> の策定に必要な事業であること。	(1) 採択基準 <u>体質強化計画</u> の策定に必要な事業であること。
(2) (略)	(2) (略)
2 木材加工流通施設等整備	2 木材加工流通施設等整備
(1) 採択基準	(1) 採択基準
① (略)	① (略)
② その他の要件 ア・イ (略) ウ 整備する施設は、都道府県知事が定めた <u>供給力・体質強化計画</u> に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力強化に資すると認められるものであること。	② その他の要件 ア・イ (略) ウ 整備する施設は、都道府県知事が定めた <u>体質強化計画</u> に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力強化に資すると認められるものであること。
(2) 細則	(2) 細則
①・② (略)	①・② (略)
③ 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条</u> に規定する木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。	③ 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第10条</u> に規定する木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。
④～⑨ (略)	④～⑨ (略)
(3) (略)	(3) (略)
3 間伐材生産・路網整備等	3 間伐材生産・路網整備等
i 間伐材生産	i 間伐材生産
(1) (略)	(1) (略)
(2) 細則	(2) 細則
① (略)	① (略)
② 事業の実施について ア・イ (略)	② 事業の実施について ア・イ (略)
ウ 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。	ウ 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（ <u>要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。</u> ）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。
エ・オ (略)	エ・オ (略)
カ その他 <u>付帯</u> 施設整備は、 <u>間伐材生産</u> と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必	カ その他 <u>付帯</u> 施設整備は、 <u>間伐材の生産</u> と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必

<p>要な灌木や枝葉の除去等とする。</p>	<p>要な灌木や枝葉の除去等とする。</p>
<p>キ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、<u>間伐材生産</u>と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。</p> <p>森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。</p> <p>なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに<u>付帯</u>施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、(1)の③に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。</p>	<p>キ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、<u>間伐材の生産</u>と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。</p> <p>森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。</p> <p>なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに<u>付帯</u>施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、(1)の③に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。</p>
<p>ク (略)</p>	<p>ク (略)</p>
<p>③ 交付申請について</p>	<p>③ 交付申請について</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6(4)の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6 <u>(8)</u>の規定を準用する。</p>	<p>ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6(4)の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6 <u>(5)及び(9)</u>の規定を準用する。</p>
<p>④ 補助金の算定について</p>	<p>④ 補助金の算定について</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。</p>	<p>ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。</p>
<p>(ア) 森林所有者自らが間伐材生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。</p>	<p>(ア) 森林所有者自らが間伐材<u>の</u>生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。</p>
<p>(イ)・(ウ) (略)</p>	<p>(イ)・(ウ) (略)</p>
<p>エ (略)</p>	<p>エ (略)</p>
<p>⑤・⑥ (略)</p>	<p>⑤・⑥ (略)</p>
<p>ii・iii (略)</p>	<p>ii・iii (略)</p>

<p>II <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u></p>	<p>II <u>木材産業国際競争力強化対策交付金事業</u></p>
<p>1 <u>供給力・体質強化計画</u>の策定 Iの1に準ずる。</p>	<p>1 <u>体質強化計画</u>の策定 Iの1に準ずる。</p>
<p>2 <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策</u> <u>i 木材産業の輸出促進・体質強化対策</u> (1) 採択基準</p>	<p>2 <u>木材産業の輸出促進・体質強化対策</u> (新設) (1) 採択基準</p>
<p>① 機能要件 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、受益範囲において、<u>1日当たりの</u>木材（原木）処理量（以下「木材利用量」という。）の<u>現状値に対する目標値の増加率が2割以上</u>であること。 低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設にあつては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。</p>	<p>① 機能要件 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、受益範囲において、木材（原木）処理量（以下「木材利用量」という。）の<u>目標が、都道府県の目標数値の伸び率以上</u>であること。 低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設にあつては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。</p>
<p>② その他の要件 ア～ウ （略）</p>	<p>② その他の要件 ア～ウ （略）</p>
<p>エ <u>施設</u>の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）の<u>格付けがされたもの</u>かつ地域材（以下「JAS製材品」）を使用すること。</p>	<p>エ <u>施設等</u>の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に<u>適合すると認められ、格付けされたもの</u>かつ地域材（以下「JAS製材品」）を使用すること。</p>
<p>オ <u>施設</u>の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>オ <u>施設等</u>の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(2) 細則 ① 事業実施主体について</p>	<p>(2) 細則 ① 事業実施主体について</p>
<p>ア 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄IIの事業実施主体等の<u>欄2の(1)の①～⑤</u>による。ただし、(ア)から(オ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。</p>	<p>ア 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄IIの事業実施主体等の<u>欄2</u>による。ただし、(ア)から(オ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。</p>
<p>(ア)～(オ) （略）</p>	<p>(ア)～(オ) （略）</p>

イ～エ (略)	イ～エ (略)
② <u>安定的な地域材利用について</u>	② <u>事業実施主体は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。</u> <u>ただし、林業事業者が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。</u>
ア <u>事業実施主体（プレカット事業者、運送事業者等を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。</u> <u>ただし、林業事業者が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。</u>	(新設)
イ <u>プレカット事業者、運送事業者等においては、地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木輸送を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。</u> <u>ただし、プレカット事業者等が自ら製材加工業を行う場合等は、アで定める規定を適用する。</u>	(新設)
③ (略)	③ (略)
④ 供給力増大施設整備を行う場合については、 <u>令和3年</u> の木材不足・価格高騰への <u>令和3年度限り</u> の対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等の整備を行い、木材製品供給力の増大を図り、安定的な木材製品を供給することを目的とするため、川下の木材製品流通事業者等との合意形成（可能である場合は、建築事業者への供給状況が確認できる覚書等の締結）に努めるものとする。	④ 供給力増大施設整備を行う場合については、 <u>今般</u> の木材不足・価格高騰への対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等の整備を行い、木材製品供給力の増大を図り、安定的な木材製品を供給することを目的とするため、川下の木材製品流通事業者等との合意形成（可能である場合は、建築事業者への供給状況が確認できる覚書等の締結）に努めるものとする。
⑤ <u>施設</u> の整備に当たって、事業実施主体は労働安全コンサルタントの専門家等の診断を受けること。	⑤ <u>施設等</u> の整備に当たって、事業実施主体は労働安全コンサルタントの専門家等の診断を受けること。
⑥～⑫ (略)	⑥～⑫ (略)
(3) (略)	(3) (略)
ii <u>原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</u> (i) 間伐材生産 (1) 採択基準	3 <u>原木の低コスト安定供給対策</u> i 間伐材生産 (1) 採択基準
① <u>原木安定供給計画又は特用林産物省エネルギー化施設等整備計画若しくは木質バイオマスエネルギー転換促進計画</u> に基づき、間伐材等を供給する	① 原木安定供給計画に基づき、間伐材を供給することを目的として計画した事業を対象とする。

ことを目的として計画した事業を対象とする。	
<u>② 森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において、本事業を当該森林経営計画に基づき間伐を実施する場合は、当該計画に基づいて間伐を行うこと。また、森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること（ただし、里山林の整備についてはこの限りではない。）。</u>	<u>②・③ Iの3のiの(1)の①・②に準ずる。</u>
<u>③ 施行地面積は、Iの3のiの(1)の②に準ずる。</u>	
(2) 細則	(2) 細則
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 補助金の算定について ア～ウ (略)	④ 補助金の算定について ア～ウ (略)
エ 補助対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6 <u>(5)</u> アの規定を準用する。	エ 補助対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6 <u>(6)</u> アの規定を準用する。
<u>⑤ 木質バイオマスエネルギー転換促進計画に基づく里山林の整備を実施する場合は、バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されている若しくは策定される市町村と隣接する市町村、策定されることが確実と見込まれる地域における取組又はその他集落等の単位でバイオマスの利活用を進めている取組であること。</u>	(新設)
<u>⑥・⑦ (略)</u>	<u>⑤・⑥ (略)</u>
<u>(ii) 造林</u> <u>(1) 採択基準</u>	(新設)
<u>① 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき実施する人工造林又は下刈りとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、Iの3のiの(1)の①のア又はイの要件を満たす場合は事業を実施することができる。</u>	
<u>② 1施行地が0.1ha以上であること。なお、1施行地とは原則として接続する区域とする。</u>	
<u>(2) 細則</u>	
<u>① 事業の実施主体について</u> <u>事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄2の(2)の②によるものとし、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、供給力・体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できること。</u>	
<u>② 事業の実施について</u> <u>ア 人工造林については、</u>	

<p><u>(ア) 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他知事が妥当と認めた造林の低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること。</u></p>	
<p><u>(イ) 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。</u></p>	
<p><u>イ 下刈りについては、本事業で実施した人工造林により更新したⅡ齢級以下の林分で行うものであること。</u></p>	
<p><u>ウ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、人工造林又は下刈りと一体的に実施する森林作業道の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。</u> <u>森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。また、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、Ⅰの3のiiの(2)の②のウ及びオに準ずる。</u> <u>なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。</u></p>	
<p><u>エ Ⅰの3のiの(2)の②のクに準ずる。</u></p>	
<p><u>③ 交付申請について</u> <u>Ⅰの3のiの(2)の③に準ずる。</u></p>	
<p><u>④ 補助金の算定について</u></p>	
<p><u>ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価等と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、人工造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。</u></p>	
<p><u>イ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。</u></p>	
<p><u>(ア) 森林所有者自らが人工造林又は下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。</u></p>	
<p><u>(イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。</u></p>	
<p><u>(ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。</u></p>	

⑤ <u>竣工検査等について</u> <u>IIのiiの(i)の(2)の⑥に準ずる。</u>	
⑥ <u>その他</u> <u>Iの3のiの(2)の⑥に準ずる。</u>	
<u>(iii)</u> 路網整備・機能強化 (1) 採択基準	<u>ii</u> 路網整備・機能強化 (1) 採択基準
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 機能強化 ア～オ	④ 機能強化 ア～オ
カ 機能強化(単独型)の改良効果指数は、 <u>0.9以上であることとする。</u> (削る。)	カ 機能強化(単独型)の改良効果指数 <u>(ア) 林道については、幹線で1.2以上、その他で0.9以上であることとする。</u>
(削る。)	<u>(イ) 林業専用道については、0.9以上であることとする。</u>
キ 機能強化(単独型)の利用区域内森林面積等 (ア) 林道については、利用区域内森林面積が50ヘクタール(振興山村又は過疎地域にあっては、30ヘクタール)以上であることとする。	キ 機能強化(単独型)の利用区域内森林面積等 (ア) 林道については、利用区域内森林面積が、 <u>幹線で500ヘクタール(振興山村又は過疎地域にあっては、200ヘクタール)以上、その他で50ヘクタール(振興山村又は過疎地域にあっては、30ヘクタール)以上</u> であることとする。
(イ) (略)	(イ) (略)
ク (略)	ク (略)
(2) 細則	(2) 細則
① 林業専用道(規格相当)	① 林業専用道(規格相当)
ア (略)	ア (略)
イ 事業の実施について (ア)～(ウ) (略)	イ 事業の実施について (ア)～(ウ) (略)
(削る。)	<u>(エ) 上限事業費</u> <u>Iの3のiiの(2)の①のイの(ウ)のcに準ずる。</u>
<u>(エ)～(キ)</u> (略)	<u>(オ)～(ク)</u> (略)
ウ～オ (略)	ウ～オ (略)
② 森林作業道	② 森林作業道
ア (略)	ア (略)
イ 事業の実施について (ア) (略)	イ 事業の実施について (ア) (略)
(削る。)	<u>(イ) 上限事業費</u> <u>都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業実施主体は、審査会への当該路線の</u>

	<u>実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。</u>
<u>(イ)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
ウ～オ (略)	ウ～オ (略)
③ 機能強化 (単独型)	③ 機能強化 (単独型)
ア (略)	ア (略)
イ 工種について	イ 工種について
(ア)～(カ) (略)	(ア)～(カ) (略)
(キ) 交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は修正する工事とする。	(キ) 交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は修正する工事とする。 <u>ただし、幹線林道以外の林道等については次に該当するものに限る。</u>
(削る。)	<u>a 過去に重大な交通事故が発生した路線</u>
(削る。)	<u>b 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線</u>
(ク) (略)	(ク) (略)
④・⑤ (略)	④・⑤ (略)
<u>(iv)</u> 高性能林業機械等の整備	<u>iii</u> 高性能林業機械等の整備
<u>(1) 採択基準</u>	<u>Iの3のiiiに準ずる。</u>
<u>① 機能要件</u>	
<u>ア 供給力・体質強化計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。</u>	
<u>イ 林業機械の整備【素材生産型】については、素材生産量又は素材生産性等の目標が、原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。</u>	
<u>ウ 林業機械の整備【造林保育型】については、地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数の目標が、原則として都道府県の目標数値以下であること又は目標数値の縮減率以上であること。</u>	
<u>② その他の要件</u>	
<u>ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</u>	
<u>イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。</u>	
<u>(2) 細則</u>	
<u>① 事業実施主体について</u> <u>事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄IIの事業実施主体等の欄2の(2)の④によるものとし、林業機械の整備【素材生産型】については、</u>	

<p><u>施業集約化等に取り組み、年間 3,000 m³以上の素材生産実績を有すること又は要領別表 3 に定める目標年度までに、年間 3,000 m³以上の素材生産量を達成する計画となっていること。また、地域の原木供給対策のための協議会に参画又は参画している者と連携して事業を実施しており、合法性ガイドライン 3 により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。</u></p>	
<p><u>② 貸付けを行う事業については、次の要件を満たすものとする。</u></p>	
<p><u>ア 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。</u></p>	
<p><u>イ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。</u></p>	
<p><u>ウ 整備する機械施設は、貸付けのための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。</u></p>	
<p><u>エ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。</u></p>	
<p><u>オ 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。</u></p>	
<p><u>③ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法その他積載物の運搬に係る法令を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。</u></p>	
<p><u>ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。</u> <u>(ア) 四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。</u> <u>(イ) 排気量は 4,000cc 以上であること。</u> <u>(ウ) 補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。</u> <u>(エ) 最小回転半径は 6m 以下であること。</u> <u>(オ) LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又は LSD と同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。</u> <u>(カ) 1 速の総減速比（1 速の変速比×最終減速比）が 29.5 以上であること。</u> <u>(キ) リヤデフまでの高さ（最低地上高）が 160mm 以上であること。</u> <u>(ク) 荷台は林業用に架装していること。</u></p>	
<p><u>イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。</u> <u>(ア) 車体に法人名等が印刷されていること。</u></p>	

<p><u>(イ) 運行記録、業務日報が整備されていること。</u> <u>(ウ) 任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。</u></p>	
<p><u>なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。</u></p>	
<p><u>(3) その他</u> <u>事業内容には、附帯施設の整備を含む。</u></p>	
<p>(削る。)</p>	<p><u>iv 造林</u> <u>(1) 採択基準</u></p>
	<p><u>① 原則として、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき実施する人工造林又は下刈りとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、I の 3 の i の (1) の①のア又はイの要件を満たす場合は事業を実施することができる。</u></p>
	<p><u>② 1 施行地が 0.1ha 以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。</u></p>
	<p><u>(2) 細則</u></p>
	<p><u>① 事業の実施主体について</u> <u>事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 3 の(4)によるものとし、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できること。</u></p>
	<p><u>② 事業の実施について</u></p>
	<p><u>ア 人工造林については、</u></p>
	<p><u>(ア) 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他知事が妥当と認めた造林の低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること。</u></p>
	<p><u>(イ) 対象森林は、過去 5 年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。</u></p>
	<p><u>(ウ) 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。</u></p>
	<p><u>イ 下刈りについては、本事業で実施した人工造林により更新したⅡ齢級以下の林分で行うものであること。</u></p>
	<p><u>ウ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、人工造林又は下刈りと一体的に実施する森林作業道の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。</u> <u>森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。また、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、I の 3 の ii の(2)の②のウ及びオに準ずる。</u></p>

	<p>なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。</p>
	<p>エ <u>Iの3のiの(2)の②のクに準ずる。</u></p>
	<p>③ <u>交付申請について</u> <u>Iの3のiの(2)の③に準ずる。</u></p>
	<p>④ <u>補助金の算定について</u> ア <u>本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価等と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、人工造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。</u></p>
	<p>イ <u>森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。</u></p>
	<p><u>(ア) 森林所有者自らが人工造林又は下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。</u></p>
	<p><u>(イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。</u></p>
	<p><u>(ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。</u></p>
	<p>⑤ <u>竣工検査等について</u> <u>IIの3のiの(2)の⑤に準ずる。</u></p>
	<p>⑥ <u>その他</u> <u>Iの3のiの(2)の⑥に準ずる。</u></p>
<p><u>(v) (略)</u></p>	<p>v (略)</p>
<p><u>3 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>i 建築用木材供給力強化対策</u></p>	
<p><u>(i) 木材加工流通施設整備（供給力強化）</u></p>	
<p><u>(1) 採択基準</u></p>	
<p>① <u>機能要件</u> <u>木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設を新設する場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品が、受益範囲において1年間当たり10,000 m³を上回ることをとする。新設以外の場合にあっては、受益範囲において1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が</u></p>	

<u>2割以上であることとする。</u>	
<u>② その他の要件</u>	
<u>ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</u>	
<u>イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。</u>	
<u>ウ 整備する施設は、都道府県知事が定めた供給力・体質強化計画に即しているものであり、かつ、木材製品の供給体制の強化に資すると認められるものであること。</u>	
<u>エ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、「製材の日本農林規格」又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」の格付けがされたものかつ地域材（以下「JAS製材品」）を使用すること。</u>	
<u>オ 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。</u> <u>なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。</u>	
<u>(2) 細則</u>	
<u>① 事業実施主体について</u>	
<u>ア 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄3の(1)の①による。ただし、(ア)から(オ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。</u>	
<u>(ア)～(エ) Ⅰの2の(2)の①のアの(ア)～(エ)に準ずる。</u>	
<u>(オ) Ⅱの2のiの(2)の①のアの(オ)に準ずる。</u>	
<u>イ Ⅱの2のiの(2)の①のイに準ずる。</u>	
<u>② Ⅱの2のiの(2)の②に準ずる。</u>	
<u>③ 事業実施主体は、木材製品の安定取引協定の締結等に基づき、一定量の木材製品の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材製品安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間（原則としておおむね3年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。</u> <u>ただし、事業実施主体が自ら木材製品流通事業を行う場合等にあつては、この限りでない。</u>	
<u>④ 木材製品供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、木材製品の供給力を強化する施設等とし、既存設備の機能向上を含めることができる</u>	

<u>ものとする。</u>	
<u>⑤ IIの2の(2)の⑤に準ずる。</u>	
<u>⑥～⑫ Iの2の(2)の③～⑨に準ずる。</u>	
<u>(3) その他</u> <u>Iの2の(3)に準ずる。</u>	
<u>(ii) 高性能林業機械等の整備</u>	
<u>(1) 採択基準</u>	
<u>① 機能要件</u>	
<u>ア 供給力・体質強化計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。</u>	
<u>イ 林業機械の整備【素材生産型】については、素材生産量又は素材生産性の目標が、原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。</u>	
<u>ウ 林業機械の整備【造林保育型】については、地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数の目標が、原則として都道府県の目標数値以下であること又は目標数値の縮減率以上であること。</u>	
<u>エ 通信環境等の整備及び研修用機械の整備については、労働災害の発件数縮減に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。</u>	
<u>② その他の要件</u>	
<u>IIの2のiiの(iv)の(1)の②に準ずる。</u>	
<u>(2) 細則</u>	
<u>IIの2のiiの(iv)の(2)に準ずる。</u>	
<u>(3) その他</u> <u>IIの2のiiの(iv)の(3)に準ずる。</u>	
<u>ii 燃油・資材の森林由来資源への転換対策</u>	
<u>(i) 特用林産物省エネルギー化施設等整備</u>	
<u>(1) 採択基準</u>	
<u>① 機能要件</u>	
<u>ア 当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること。</u>	
<u>イ 施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が15%以上縮減すること又はエネルギー効率が15%以上向上すること。</u>	
<u>② その他の要件</u>	
<u>ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</u>	

<p><u>イ 1 事業費は、おおむね 300 万円以上とする。ただし、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについてはおおむね 100 万円以上とする。</u></p>	
<p><u>(2) 細則</u></p>	
<p><u>① 事業実施主体について</u> <u>事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 3 (2) ①による。ただし、(ア) から (オ) までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。</u></p>	
<p><u>(ア) 森林組合</u> <u>I の 2 の (2) の①のアの (ア) に準ずる。</u></p>	
<p><u>(イ) 林業者等の組織する団体</u> <u>a 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。</u> <u>ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。</u> <u>林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。</u> <u>b I の 2 の (2) の①のアの (イ) b に準ずる。</u></p>	
<p><u>(ウ) 地方公共団体等が出資する法人</u> <u>a 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。</u> <u>ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。</u> <u>b I の 2 の (2) の①のアの (エ) b に準ずる。</u></p>	
<p><u>(エ) 地域材を利用する法人</u> <u>次の a から c までの要件を満たすものとする。</u> <u>a 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資</u></p>	

<p><u>者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。</u></p> <p><u>b 木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。</u></p> <p><u>c 整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。</u></p>	
<p><u>(オ) 特認団体</u></p> <p><u>次のいずれかの者とする。</u></p> <p><u>a 工種ごとの事業実施主体に該当する者(特認団体を除く。)の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体</u></p> <p><u>b その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体</u></p>	
<p><u>(カ) 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業実施主体について</u></p> <p><u>特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、3年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。</u></p>	
<p><u>② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。</u></p>	
<p><u>ア 作業道等整備の要件は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 作業道の開設及び改良</u></p> <p><u>a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>b 利用区域面積</u></p> <p><u>路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。</u></p> <p><u>きのこ：伏込地又はほだ場が 1 ha 以上</u></p> <p><u>c 延長：作業道の開設に当たっては、1 路線の延長は、おおむね 100m 以上とする。</u></p> <p><u>d 舗装は部分施工とする。</u></p> <p><u>(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。</u></p>	
<p><u>③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業実施主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。</u></p> <p><u>(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。</u></p>	

<p><u>④ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。</u></p>	
<p><u>⑤ 特用林産物の生産原料資材等に木材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う場合は、木材安定取引協定の締結等に基づき、3年以上の期間にわたり、地域の木材（きこの原木、おが粉等）を年間おおむね100 m³以上を利用する施設を整備するものとする。</u></p>	
<p><u>⑥ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができることとする。</u> <u>施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。</u></p>	
<p><u>ア 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。</u> <u>イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業経営体であること。</u> <u>ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業経営体であること。</u> <u>エ 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。</u> <u>オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。</u> <u>カ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。</u> <u>キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。</u> <u>ク 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。</u> <u>なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。</u></p>	
<p><u>⑦ 収支を伴う施設について</u> <u>該当する施設は、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設及び廃床等活用施設とする。</u></p>	
<p><u>⑧ 受益戸数は5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。</u></p>	
<p><u>(3) その他</u> <u>事業内容には、附帯施設の整備を含む。</u></p>	
<p><u>(ii) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策</u></p>	
<p><u>(1) 採択基準</u></p>	

<p>① <u>機能要件</u> <u>受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること又は未利用木質資源（地域の森林由来のものに限る。）の利用促進に関する都道府県の目標値の達成に資することが明らかであること。</u></p>	
<p>② <u>その他の要件</u> <u>ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</u> <u>イ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。</u></p>	
<p><u>(2) 細則</u></p>	
<p>① <u>事業実施主体について</u> <u>事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄3(2)②による。ただし、アからオまでに掲げる者については、下記条件を満たすこと。</u> <u>また、事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。</u></p>	
<p><u>ア 森林組合</u> <u>Iの2の(2)の①のアの(ア)に準ずる。</u> <u>イ 林業者等の組織する団体</u> <u>Iの2の(2)の①のアの(イ)に準ずる。</u> <u>ウ 地方公共団体等が出資する法人</u> <u>Iの2の(2)の①のアの(エ)に準ずる。</u> <u>エ 木材関連業者等の組織する団体</u> <u>Iの2の(2)の①のアの(ウ)に準ずる。</u> <u>オ 民間事業者等</u> <u>地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用の推進に取り組む事業者であること。</u></p>	
<p>② <u>バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されている若しくは策定されることが確実と見込まれる地域における取組又はその他集落等の単位でバイオマスの利活用を進めている取組であること。</u></p>	
<p>③ <u>木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。</u></p>	
<p>④ <u>地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設であること。</u></p>	

<p>⑤ <u>未利用間伐材等活用機材整備</u> <u>未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化及び木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する機材等の整備又は貸付けによる導入を行う事業とする。</u></p>	
<p>⑥ <u>木質バイオマス供給施設整備</u> <u>未利用木質資源をバイオマスエネルギーの原料として活用するために必要とし、かつ木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する施設の整備を行う事業とする。</u></p>	
<p>⑦ <u>木質バイオマスエネルギー利用施設整備</u> <u>木質バイオマスを燃料として利用するために必要とし、かつ木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する施設の整備又は貸付け用の薪ストーブ、ペレットストーブの導入を行う事業とする。</u></p>	
<p>⑧ <u>未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。</u> <u>イ 事業実施主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。</u> <u>ウ 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。</u> <u>なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。</u> <u>エ 事業実施主体が年間に受領する貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。</u> <u>オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。</u> <u>カ 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。</u></p>	
<p>⑨ <u>木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。</u> <u>ア 貸付用の場合、事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式及び数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管及び償却に関する事項を明らかにすること。</u> <u>イ 貸付用の場合、貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。</u> <u>ウ 貸付用の場合、事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて</u></p>	

<p><u>「利用者」という。)との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。</u></p> <p><u>なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。</u></p> <p><u>エ 事業実施主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。</u></p> <p><u>オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。</u></p>	
<p><u>⑩ 「地域内エコシステム」の構築に資する取組</u></p> <p><u>地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組に該当する場合は、別表3にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。</u></p>	
<p><u>⑪ 「地域活用要件」は次のア又はイのいずれかの条件を満たすものとする。条件を満たす場合は、別表4にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。</u></p>	
<p><u>ア 「自家消費型・地域消費型」</u></p> <p><u>次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと。</u></p> <p><u>(ア) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画(以下「発電事業計画」という。)に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電気量の少なくとも30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費、すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。</u></p> <p><u>イ 「地域一体型」</u></p> <p><u>次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと</u></p> <p><u>(ア) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む。)の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。</u></p>	

<p><u>(イ) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。</u></p>	
<p><u>(3) その他</u></p> <p><u>事業内容には、附帯施設の整備を含む。</u></p>	

別表2（第5の3関係）施設別の上限事業費

上限事業費	<p><u>I 国際競争力・木材供給基盤強化対策</u></p> <p>1 木材産業の輸出促進・体質強化対策 (1)・(2) (略)</p> <p>※ 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。<u>(ただし、(1)カ及びキを除く。)</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>2 高性能林業機械等の整備</u> ア～オ (略)</p> <p><u>カ 林業用四輪駆動ダンプトラック・・・購入価格1台につき880万円</u> <u>(国費補助額は、事業費にかかわらず1台につき200万円を上限とすることから、事業費の上限額を超えた場合の協議は不要とする。)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>II 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策</u></p> <p><u>1 木材加工流通施設</u></p> <p><u>(1) 木材処理加工施設</u></p> <p><u>ア 丸棒加工施設</u> <u>木材消費量1㎡につき13万円</u></p> <p><u>イ 杭加工施設</u> <u>木材消費量1㎡につき15万円</u></p> <p><u>ウ 木材製材施設</u> <u>木材消費量1㎡につき5.5万円</u></p> <p><u>エ 集成材加工施設</u> <u>木材消費量1㎡につき9万円</u></p> <p><u>オ 合・単板加工施設</u> <u>木材消費量1㎡につき4万円</u></p> <p><u>カ プレカット加工施設</u> <u>木材の製品出荷量1㎡につき20万円</u></p> <p><u>キ 木材材質高度化施設</u> <u>木材の製品出荷量1㎡につき9.5万円</u></p> <p><u>(2) 木材集出荷販売施設</u> <u>木材取扱量1㎡につき1.5万円</u></p> <p>※ 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。<u>(ただし、(1)カ及びキを除く。)</u></p>
-------	--

別表2（第5の3関係）施設別の上限事業費

上限事業費	<p>(新設)</p> <p>1 木材産業の輸出促進・体質強化対策 (1)・(2) (略)</p> <p>※ 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。<u>(但し、(1)カ及びキを除く)</u></p> <p><u>2 路網整備・機能強化</u> <u>都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の1m当たりの単価の額が</u></p> <p><u>ア 林業専用道（規格相当）</u> <u>1路線につき・・・ 50,000円</u></p> <p><u>イ 林業専用道（規格相当）（施設一体型）</u> <u>1路線につき・・・ 70,000円</u></p> <p><u>ウ 森林作業道</u> <u>1路線につき・・・ 4,000円</u></p> <p><u>3 高性能林業機械等の整備</u> ア～オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(新設)</p>
-------	--

(3) 高性能林業機械等の整備

- ア プロセッサ・・・・・・・・・・購入価格1台につき2,400万円
- イ ハーベスタ・・・・・・・・・・購入価格1台につき2,700万円
- ウ フォワーダ
積載量3.0t以下・・・・・・・・・・購入価格1台につき1,200万円
積載量3.1tを超えるもの・・・・・・・・購入価格1台につき2,300万円
- エ タワーヤーダ・・・・・・・・・・購入価格1台につき3,200万円
- オ 機械保管倉庫・・・・・・・・・・建築面積1㎡につき16万円
- カ 林業用四輪駆動ダンプトラック・・・購入価格1台につき880万円
(国費補助額は、事業費にかかわらず1台につき200万円を上限とする
ことから、事業費の上限額を超えた場合の協議は不要とする。)

2 特用林産物省エネルギー化施設等整備

- ア 特用林産物生産施設
 - (ア) 原木きのこ・・・生産量1トンにつき480万円
 - (イ) 菌床きのこ・・・生産量1トンにつき320万円
 - (ウ) 菌床製造・・・生産量1万個につき920万円
- イ 特用林産物集出荷・販売施設・・・建築面積1㎡につき35万円

3 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

1施設につき70,000万円

※ 上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

※ 上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
(削る。)

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
なお、3のアに係る協議については、上限を1m当たり10万円、イに係る協議については上限を1m当たり14万円、ウに係る協議については上限を1m当たり6千円とする。

別表 3

地域内エコシステム確認シート

対象地域について	対象地域名	例) ○○県○○町○○地区		
	対象地域の概要	人口:○人 森林生産量:○m ³ /年		
地域協議会について	構成員とその所産	行政:例)○○町	例) 全体連携の管理、初期需要の創出	
		例) 森林関係者:○○森林組合	例) 材の安定供給	
		例) 地域産業:○○産業(業種)	例) 新たな熟需要先の検討・創出	
		例) 地域住民:NPO法人○○	例) 新たな熟需要先の検討・ワークショップの開催	
協議会における主な協議事項	例)・材の買取価格、供給量、期間について ・熟の供給価格について ・PDCAサイクルの確認			
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている○○森林組合から全量調達		
利益還元について	森林関係者への利益還元	例1) 材の買取価格を引き上げ 現行○円/m ³ ⇒導入後○円/m ³ 例2) 本事業により得られる収益を再造林費用に充当 ○円/ha		
	地域住民への利益還元	例) 本事業により新たに○人の雇用を創出		
導入予定先及び導入施設について	導入施設①	例) ○○小学校	例) 薪ストーブ	例) R○年に既存の灯油ストーブから転換
	導入施設②	例) ○○公民館	例) 木質バイオマスボイラー	例) R○年に既存の重油ボイラーから転換
	導入予定施設①	例) ○○工場	例) 木質バイオマスボイラー	例) 工場の新設に併せて導入予定
	導入予定施設②	例) ○○森林組合	例) 薪割り機	例) 古品を新規導入予定
低コスト化に向けた取組		例1) ○○により施設整備費を極力低減。 例2) ○○により省力化を図り、ランニングコストを低減。		
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに○月に1度進捗を確認。進捗が遅れている場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。		

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

(注) 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと。

(新設)

別表 4

「地域活用要件」確認シート

(新設)

発電事業者名	〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇地区〇〇
FIT認定番号 (認定年月日)	〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日)
発電施設名称	〇〇発電所
発電設備の出力 (kW)	〇〇kW
燃料供給事業者名並びに当該事業者からの供給予定燃料の種類及び量 (t/年)	〇〇事業者 木質チップ (未利用) 〇〇DBt /年 パルク (未利用) 〇〇WBt/年 (水分率〇%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する
該当する地域活用要件の種類と該当すると判断した理由	例1) 「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の〇〇% (少なくとも30%以上) を自家消費している。 ・産出された熱を〇〇として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の〇〇% (少なくとも10%以上) を自家消費している。 例2) 「地域一体型」 (該当理由) ・〇〇町との〇〇協定において、災害時を含む電気又は熱の〇〇町への供給が位置付けられている。 ・〇〇町が直接出資している。

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

附 則

- この通知は、令和4年12月2日から施行するものとする。
- この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用に基づき実施している事業については、なお従前の例による。